

② 関係者等に係る支払利子等の損金不算入に関する
明細書

事業年度	法人名
円	円
1	17
2	18
3	19
4	20
5	21
6	22
7	23
8	24
9	25
10	26
11	27
12	28
13	29
14	
15	
16	

関係者支払利子等の額の合計額 (別表十七(二)の二)付表一「12」)	1		当期損金算入限度額 (16) × 50%	17	
控除対象受取利子等合計額 (別表十七(二)の二)付表二「10」)	2		(3) - (17)	18	
関係者純支払利子等の額 (1) - (2)	3		国と 外の 支調 配整 株主 等に 係る 負債 利子 等の 課税 の特 例	19	別表十七(一)「28」、 「29」、「30」又は「31」
所得金額仮計 (別表四「22の①」)	4		(18) > (19) の場合 (18)	20	
外国子会社から受ける剰余 金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	5		(18) ≤ (19) の場合	21	0
物損等の事実が生じた 場合の資産の評価損 の損金算入額	6		平成31年旧措置法第66条 の5の2第7項の適用の 有無	22	有 ・ 無
関係者純支払利子等の額 (3)	7			23	
減価償却資産 に係る償却費の額	8		調整対象金額に係る調整額 (別表十七(二)の二)付表三「13」)	24	
貸倒れによる損失の額	9		損金不算入額 ((20) - (23)) 又は (21))	25	
小計	10		恒損 久金 的不 算入 施設 入帰 制度 と 資本 の調 当整 額に 対応 する 負債 利子 の	26	
特別償却準備金に 係る益金算入額 (別表十六(九)「27の計」)	11		別表十七の三(二)「12」	27	
特定子法人の 課税対象金額等	12		(18) > (25) の場合 (18)	28	
調整対象超過利子額の 損金算入に係る特定 子法人の課税対象金額等 (別表十七(二)の三)「21」の合計)	13		(18) ≤ (25) の場合	29	0
小計	14		平成31年旧措置法第66条 の5の2第10項の適用の 有無	30	有 ・ 無
非適格合併又は残余財産の 全部分配等による移転資産等 の譲渡利益額又は譲渡損失額	15			31	
調整所得金額 (4) + (10) - (14) + (15) (マイナスの場合は0)	16		損金不算入額 ((26) 又は (27))	32	
					円

別表十七(二)の二

令二・四・一以後終了事業年度分